

A 2 訪問型サービス（令和6年4月施行版）

（共生型：障害福祉制度の指定居宅介護支援事業所で重度訪問介護従業者基礎研修課程終了等による場合及び指定重度訪問介護事業所による） サービスコード表×93%

- * 平成30年4月1日以降に総合事業実施事業所として新規に指定を受け、従前の介護予防訪問介護相当のサービスを提供した場合。
- * このサービスコード表は令和6年4月1日～令和6年5月31日まで適用とします。令和6年6月1日以降は、令和6年6月施行版をご覧ください。
- * 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1141	訪問型独自サービス/411	イ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）		1,094	1月につき
A2	2141	訪問型独自サービス/411 日割		事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	日割の場合 ÷ 30.4日	36	1日につき
A2	1241	訪問型独自サービス/412	ロ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		2,185	1月につき
A2	2241	訪問型独自サービス/412 日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	日割の場合 ÷ 30.4日	72	1日につき
A2	1351	訪問型独自サービス/413	ハ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)		3,466	1月につき
A2	2351	訪問型独自サービス/413 日割		要支援2(週2回を超える程度)	日割の場合 ÷ 30.4日	114	1日につき
A2	C241	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/411	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		-11	1月につき
A2	C250	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/411 日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	C242	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/412		(2)1週に2回程度の場合		-21	1月につき
A2	C243	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/412 日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	C244	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/413		(3)1週に2回を超える程度の場合		-34	1月につき
A2	C245	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/413 日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサー ビスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所 加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサー ビス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算/4	ニ 初回加算			200 単位加算	200
A2	4033	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/4	ホ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100	1月につき
A2	4032	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/4		生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200	
A2	6132	訪問型独自口腔連携強化加算/4	ヘ 口腔連携強化加算		50単位加算		1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		1月につき